

本書は、憲法の「条文」と「判例」を手掛かりとして、頭の中に「憲法の地図」を作ることを目指すものです。一般に法律学において重要なのは「条文」と「判例」ですが、憲法では抽象的な学説や難しい学術用語の勉強に力が入れられ、「条文」や「判例」が軽視される傾向にあります。しかしながら、他の法分野と同様に、憲法でも「条文」と「判例」を使いこなせるようになることが、憲法をマスターする上で重要です。判例の立場を肯定するにしろ否定するにしろ、まずは「今、現に日本の法律実務において妥当している憲法の実体的な内容はどのようなものか」という土地勘を身に着ける必要があるでしょう。

このような学修目的を達成するために、本書では各章の冒頭で解説対象となる「条文」を掲げ、本文において「条文」の規範的内容について「判例」を中心に解説するスタイルをとっています。また各章末に「判例」をマッピングした「地図」を付すとともに、本文を理解するために必要な判決文を資料として付けました。これにより本書1冊で、条文・判例の全体像を理解できる仕組みにしています。

本書を使用する上での留意事項が数点あります。

第1に、本書では、「憲法の地図」を描くにあたって、可能な限り各判例の最高裁判所調査官解説を強力なガイドラインとして用いる方針を採用しています。憲法判例はそれ自体、様々な解釈が可能なものであり、各人の頭の中にある「憲法の地図」も並行宇宙のように無数に存在するものですが、日本の法律実務において強力な指導指針となっている最高裁判所調査官解説を用いて「憲法の地図」を描いてみる、というのは一定の意義があることだと考えます。

第2に、各章末の「憲法の地図」は唯一絶対の整理ではなく、さしあたり判例の理解を促すための暫定的な整理に過ぎない、ということです。実際に本書の「憲法の地図」を手判例という街を歩いてみたら風景が違ふと思われる方もいらっしゃると思いますし、さらなる判例・学説の展開により「地図」が塗り替えられるということもあると思います。本書の「地図」を参考にしつつ、最終的には自分なりの「憲法の地図」を頭に作る事が学修の上では重要でしょう。

第3に、本書では、日本国憲法第3章に列挙された人権条項のうち、主要なものに対象を絞って解説をしています。主要な人権条項は大学の学部、法科大学院でもよく取り上げられる素材であると共に、裁判にもなりやすく判例の蓄積の厚い部分であり、本書の「憲法の地図」作りに適していると考えました。紙面や私の能力の都合上、本書で取り上げることができなかった条項の解説は他日を期したいと思います。

第4に、本書は逐条解説的なスタイルをとっていますが、各条項の規範的内容を包括的に解説したものではありません。実際に裁判になった「判例」をよりよく理解するための解説をすることを目的としていますので、重要論点でも判例のない領域の解説はカットしていることがあります。判例のない未知の領域や先端領域については、別途の学習が必要でしょう。ただし、本書で過去の「判例」の思考方法を身につければ、新しい憲法問題に取り組むためのきっかけをつかむことはできると思います。

本書は、主として憲法を学ぶ大学生や法科大学院生をメインターゲットとしていますが、憲法訴訟に取り組む法曹の方や憲法問題に仕事で直面しうる公務員の方にも手に取ってもらふことも期待しています。本書が、みなさまの頭の中の「憲法の地図」作りの一助になれば、筆者としては望外の喜びです。